

事務連絡
令和6年9月18日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間について

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間については、別添「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和6年1月2日付け厚生労働省保険局医療課、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、「当面」の取扱いとすることをお示ししたところですが、今般、その期間を令和6年12月末までとしますので、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することといたします。

調査等の詳細については追って連絡することとしますので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。